



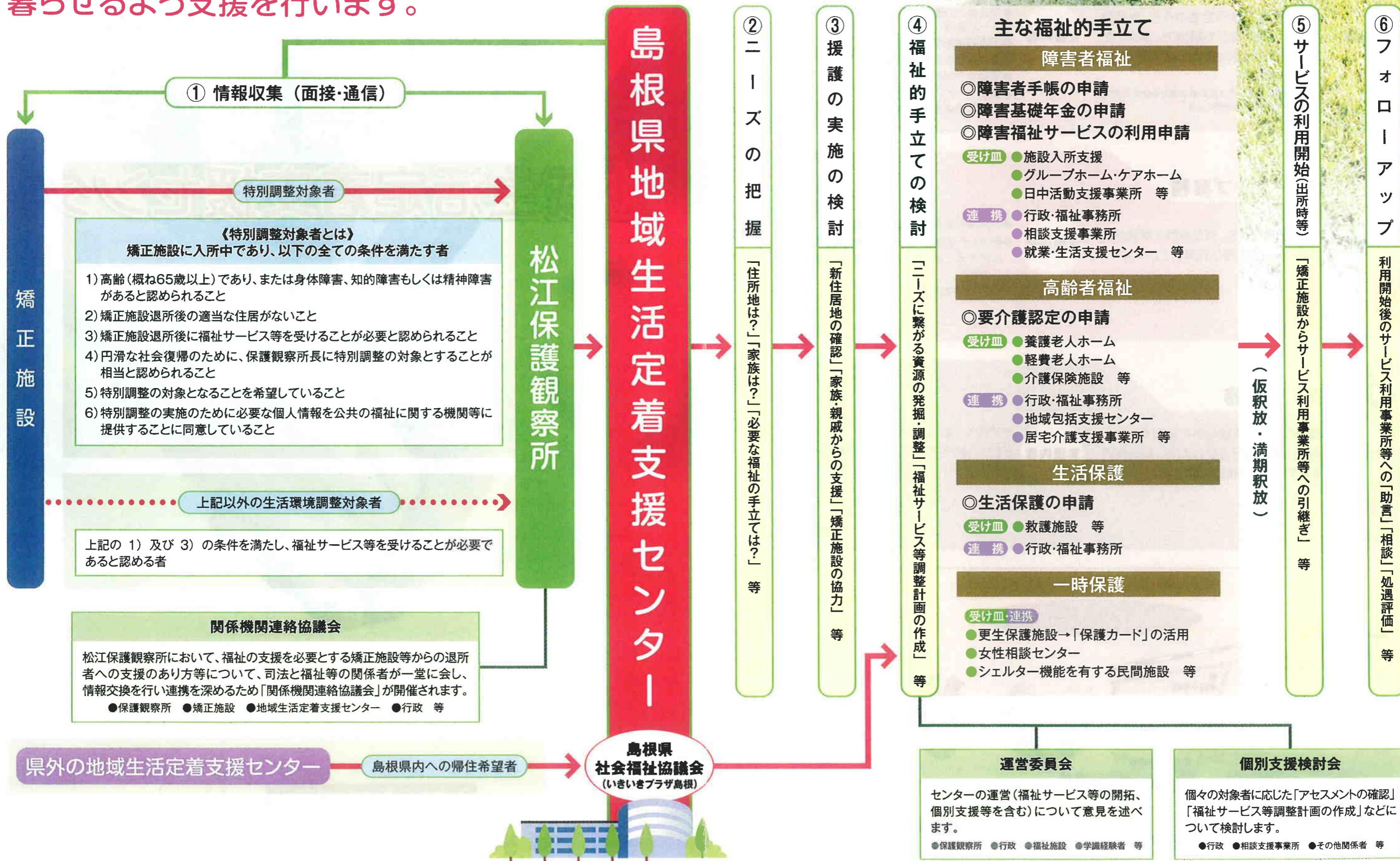
島根県

地域生活定着支援センター

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

福祉の支援を必要とする矯正施設退所者のために
「福祉へのかけはし」となり、地域の中で安心して
暮らせるよう支援を行います。



島根県地域生活定着支援センターの主な業務内容

1

コーディネート業務

対象者

矯正施設の釈放予定者のうち、身元引受人がいないなどの理由で、自立した生活が難しい高齢者または障害者（特別調整対象者）

※松江保護観察所または他都道府県の地域生活定着支援センターからの依頼による。

支援内容

- ◆対象者との面談による福祉サービス等のニーズ確認
- ◆援護の実施者の調整
- ◆受け入れ施設等のあっせん
- ◆障害者手帳取得申請
- ◆福祉サービス利用申請
- ◆障害基礎年金受給申請 等

2

フォローアップ業務

対象者

1の対象者のうち、矯正施設を釈放された後、福祉施設等を利用している人

支援内容

- ◆利用施設訪問による状況確認
- ◆受け入れ施設等に対する必要な助言（支援に関する事、サービスの利用に関する事等）

※いずれも必要期間

3

相談支援業務

対象者

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、または保護処分を受けた後、矯正施設を釈放された高齢者、障害者

支援内容

- ◆助言その他必要な支援

※本人または家族、更生保護施設その他の関係者からの相談による。



Access Map
アクセスマップ



設置：島根県

運営：社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
島根県社会福祉協議会内

TEL.0852-32-5945 FAX.0852-32-5973